

■水道・下水道【本庁水道および下水道課・総合支所産業経済課】
水道・下水道の使用・再開・休止・名義変更の際には届出が必要です。

◇上水道・簡易水道
1. 水道料金（1ヶ月当たり）
上水道料金および簡易水道料金は、合併前と変わりませんが、地域によって格差があるため合併後5年を目途に調整することとしています。

区 分		口径	基本水量	基本料金	超過料金	メーター使用料
上水道	旧浜坂地区	13mm	10m ³	1,680円	126円/1m ³	—
		20mm	20m ³	3,360円		
		25mm	40m ³	6,720円		
		40mm	200m ³	33,600円		
		50mm	500m ³	84,000円		
		75mm	1,000m ³	168,000円		
		100mm	5,000m ³	840,000円		
簡易水道	久斗山	13mm基準	1戸当り	420円	—	—
	居組	13mm基準	10m ³ 当り	945円	84円/1m ³	
	諸寄	13mm基準	10m ³ 当り	945円	94円/1m ³	
	釜屋	13mm基準	10m ³ 当り	1,680円	126円/1m ³	
	境	13mm基準	1戸当り	1,260円	—	
	大味中小屋	13mm基準	1戸当り	1,575円	—	
	旧温泉地区	13mm	8m ³	1,000円	125円/1m ³	60円
		20mm	20m ³	2,500円		110円
		25mm	32m ³	4,000円		130円
		30mm	50m ³	6,250円		160円
		40mm	84m ³	10,500円		350円
		50mm	166m ³	20,750円		780円
		75mm	330m ³	41,250円		1,100円

※簡易水道旧温泉地区の料金は、使用料金の合計額に消費税を上乗せした額となります。

2. 水道加入金
水道を新設または増径変更するときは加入金が必要となります。

新設または増径後の口径	加入金
13mm	105,000円
20mm	147,000円
25mm	189,000円
30mm	420,000円
40mm	472,500円
50mm	892,500円
75mm	2,310,000円
100mm以上	別に定める額

※増径の場合は、新口径と旧口径の差額となります。

◇下水道
1. 下水道料金（1ヶ月当たり）
下水道使用料金は、合併前と変わりませんが、旧町間で格差があるため合併後5年を目途に調整することとしています。

種 別	旧浜坂町の区域		旧温泉町の区域		
	区 分	金額	区 分	金額	
基本料金	①一般家庭	2,500円/月	10m ³ まで	1,500円/月	
	②店舗併用住宅・営業用施設・公共用施設	2,500円/月			
超過料金	①人数割	500円/人/月	—	—	
	汚水量 (月)	②30m ³ 以下	100円/m ³	10m ³ ～30m ³ 以下	160円/m ³
		31m ³ ～50m ³ 以下	120円/m ³	30m ³ ～50m ³ 以下	180円/m ³
		51m ³ ～100m ³ 以下	150円/m ³	50m ³ ～100m ³ 以下	200円/m ³
		101m ³ ～300m ³ 以下	180円/m ³	100m ³ 以上	220円/m ³
		301m ³ ～500m ³ 以下	210円/m ³	—	—
		501m ³ 以上	240円/m ³	—	—

※料金は、それぞれ合計額に消費税を上乗せした額となります。

2. 下水道新規加入者負（分）担金
地域、汚水量等によって負（分）担金の額が異なりますので担当課におたずねください。